

堺市上下水道局局議規程の一部を改正する規程

堺市上下水道局局議規程（平成14年水道局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 条例案等市議会提出議案に関すること。

第5条第2項及び第3項中「局次長」を「局次長（企業経営担当）」に改める。

第6条中「5日」を「3日」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、急施を要するときは、この限りでない。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。